

令和 7 年度 男鹿市農業委員会の基本方針

1. 基本方針

本農業委員会は農業及び農業者の公的利益代表機関として、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するため諸対策を推進するとともに、農業委員会等に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金法、その他関係法律等に基づく任務を適正に遂行し、本市農業の振興と基本的な農業施策を確立するため、積極的な活動を展開する。

2. 今年度の重点目標

- ① 農業委員の相談活動
- ② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進
- ③ 農地転用の適正指導
- ④ 農業者年金制度の周知徹底と加入促進
- ⑤ 情報提供活動の推進
- ⑥ 家族経営協定の普及推進
- ⑦ 利用状況、意向調査及び農地パトロールの強化と耕作放棄地の解消
- ⑧ 「全国農業新聞」の普及推進活動
- ⑨ 農地中間管理機構の事業活用推進
- ⑩ 強化活動月間の設置

3. 会議の開催

- ① 農業委員会総会（毎月 1 回、年 1 2 回）
- ② 農業委員会臨時総会（随時）
- ③ 和解の仲介委員会（随時）

4. 所掌事務及び事業実施計画

（1）農政関係

- ① 農地法許可申請書の処理
 - ・ 農地法第 3 条による権利の移動
 - ・ 農地法第 4 条による転用、農地法第 5 条による転用のための権利移動
 - ・ 農地法第 1 8 条による賃貸借の解約等
 - ・ 農地の競売及び公売に関する買受適確証明書の交付
 - ・ 諸証明書の交付
- ② 現地調査
 - ・ 農地法第 3 条に伴う現地確認
 - ・ 農地法第 4 条、第 5 条に伴う現地確認

- ・無断転用、法務局等農地照会の現地調査、転用後の確認等
- ③ 農業経営基盤強化促進事業並びに農地移動適正化
 - ・農地保有合理化に資するよう、農地移動を適正に処理する
 - ・農地中間管理機構の事業推進
- ④ 農地権利移動実態調査
 - ・土地管理情報収集調査等、農地移動及び転用状況を調査し活動の資料とする
- ⑤ 農地等利用関係紛争処理事業
 - ・農地紛争処理を円滑にするとともに紛争の未然防止のための適正指導と和解の仲介
- ⑥ 農地基本台帳の整備
 - ・農地移動時の情報を随時入力し、情報精度の向上を図る
- ⑦ 農地地図の作成
 - ・農地地図を作成し、担い手の農地集積を促進するとともに農地流動化を図る（水土里情報システムを活用）
- ⑧ 農業政策に対する諮問答申及び建議
 - ・農政全般に建議答申する
- ⑨ 農業関係制度資金の適格指導
 - ・経営感覚の優れた経営体を育成するため、規模拡大等認定農業者に対し制度の周知を図る
- ⑩ 農業者年金業務
 - ・農業者の老後の安定及び経営者の若返りを図るために経営移譲の推進と、新たに加入対象となった者への加入推進に取り組む
- ⑪ 農業情報
 - ・農業情勢や農業委員会業務等について、農家に必要な情報を提供し各種事業の啓発、普及を図る
- ⑫ 農地の賃貸借料情報提供活動
 - ・毎年1月～12月の農地の賃貸借料の情報を提供する
- ⑬ 一般庶務業務
 - ・予算及び経理その他の業務全般

（２）各種研修等の開催参加

- ① 秋田県農業委員会大会への参加
- ② 秋田中央地区農業委員会研修会への参加
- ③ 秋田県都市農業委員会会長会への参加
- ④ 秋田中央地区農業委員会会長会への参加
- ⑤ 各種農政講演会への参加
- ⑥ 職員事務研修会への参加
- ⑦ 男鹿市農業委員視察研修会の開催（3年に1回）